

水道環境課からのお知らせ

犬・猫の飼い方についてのお願い

○犬を飼うときは、必ず登録（生涯1回）が必要です。

登録は、役場または可茂管内の獣医師会会員の動物病院で行うことができます。登録時に交付される鑑札を必ず犬の首輪につけてください。犬が迷子になったときも、鑑札をつけていればすぐに飼主を特定することができます。



○犬は毎年、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

室内犬や鎖でつないだ屋外犬を問わず、生後91日以上の子犬には、必ず行う必要があります。接種は動物病院でできます。また、毎年5月に町内を巡回して行う集合注射があります。（詳しくは4月発行の広報やおつを、犬の飼主には4月初旬に直接ハガキを郵送してお知らせします。）



○犬が亡くなったときは、死亡届を役場または各出張所へ提出してください。

○飼主が引越しをして住所が変わったときや、犬を他人に譲るなどして飼主が変わったときは、必ず役場または各出張所に変更届を提出してください。



○散歩をさせるときは、ふんを片付ける道具を携帯し、必ずふんを片付け自宅で処理してください。



○猫は病気の感染や不慮の事故から守るためにも室内で飼うよう努めましょう。万一の迷子対策として連絡先を書いた名札を首につけてください。

○飼犬が迷子になったり、迷い犬や野良犬を見かけたときは、至急、役場1階 水道環境課 環境衛生係まで連絡ください。



○野良猫に食べ物を与えると、猫が増えたり、ふん害等の被害につながります。野良猫に食べ物を与えないようにしてください。また、迷い犬もえさを与えると居着いてしまい飼い主のところに帰らなくなることがあります。食べ物を与えないでください。



ペットは家族の一員。最後まで愛情持って面倒を見ましょう。

○お問い合わせ

役場1階 水道環境課 環境衛生係 ☎ 43-2111 (内線 2124)  
中濃保健所 生活衛生課 ☎ 25-3111 (内線 356)